

入田地区内水対策協議会 規約

第1条（名称）

本会は、「入田地区内水対策協議会」（以下「協議会」という）と称する。

第2条（目的）

協議会は、内水氾濫に起因する浸水被害が頻発する入田地区において、浸水被害を軽減させるため、流域の氾濫特性を踏まえた内水対策の実施に向けたハード・ソフトの両面からなる対策目標と国土交通省・高知県・四万十市の役割分担、具体的施策の検討・調整を図り、内水対策計画を策定・推進することを目的とする。

第3条（組織）

協議会は、別表－1に掲げるもの（以下「委員」という）によって組織する。

第4条（会長）

協議会には、委員の互選により会長を置く。

2. 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

第5条（会議）

協議会は、会長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に会長の招集により開催する。

2. 必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

第6条（事務局）

協議会の事務局は、四万十市まちづくり課に置く。

第7条（規約の改正）

本規約を変更する必要があると認めたときは、協議会の議決により、これを行うことができる。

第8条（雑則）

この規約に定めるもののほか、その他運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

【附則】 この規約は、令和2年9月29日から施行する。

別表－１

入田地区内水対策協議会委員

組 織	役 職
国土交通省 四国地方整備局	中村河川国道事務所長
高知県 土木部	幡多土木事務所長
四万十市	副市長（会長）